



穂高健康支援センター内高齢者介  
護課（介護保険に関する事務）TEL  
81-07-331  
こと：TEL  
1636、地域支援事業に関する事務  
問い合わせ

A Q その他に変更点はありますか？  
40歳から64歳で「特定疾病」が  
認定された人は、家族の介護負担を  
減らすために、介護保険を利用でき  
ます。この「特定疾病」に、新たに「が  
ん末期」が加わります。

■問い合わせ

## 保険料はどうなるの？ 膨らむ給付費

A Q 介護保険料の見直し  
A 介護保険法に基づき、市町村では保険料をいく  
らにするかなどを盛り込んで介護保険事業計画を  
3年ごとに策定することになります。したがつ  
て、住んでいる市町村によって保険料が違います。

安曇野市の場合、3月までは旧町  
村の保険料率で納めていたが、今後は  
事業計画の見直しにより、保険料の一  
本化を行うことになります。

最終的な保険料は確定していませんが、介護保険制度は保  
険料と税金で成り立つため、高齢化が進み、かかる費用が増えて  
いる分、保険料が引き上げられるこ  
とが予想されます。

市議会3月定例会で改定額が決  
まり次第、お知らせします。

## 例えば、こうなります ~介護予防サービスの具体像~

(注) 一例として掲載しましたが、実際には地域包括支援センターやケアマネジャーなどと相談しながら、個人に合わせた計画を立て、受けられるサービスを決めていくことになります。

### 特定高齢者の例 転倒の危険性のある人

保健センターなどで行う「転倒予防教室」に参加できます。教室の開始・終了時には、全員で「運動機能チェック」を行って成果を自分でも評価できます。教室を卒業後は、知り合った仲間と、地区の公民館などでもできるだけ運動を続けていきます。

①まずは、週2回ほどヘルパーに来てもらい、一緒に買い物をしたり、料理を教えてもらいます。

②1ヶ月ほど経ち、外出できるようになったので、ヘルパーを週1回にし、代わりにデイサービスを利用し、栄養改善の指導を受けます。

③さらにデイサービスで、運動器の機能向上のためのメニューを追加。ヘルパーはやめてみます。

①体力を使う掃除や料理は自信がなく不安なので、週3回ほどヘルパーに来てもらいます。加えて、薬の管理や血圧測定のため週1回は訪問看護師に来てもらいます。

②週2回デイサービスで、楽しみながら体力を維持することにします。ヘルパーは週2回にしてみます。

### 要支援1の例 低栄養状態で 閉じこもりがちな人

③デイサービスを週3回にし、栄養指導や口腔の指導も受けます。自信がついてきたのでヘルパーはやめてみます。

### 要支援2の例 筋力の低下がみられ 閉じこもりがちな人

A Q これまで要介護1だった人が  
要支援2になつた場合、ホームヘル  
プサービスなどの、介護サービスは  
利用できますか？

基本的には、従来と同じような  
サービスを利用できますが、利用者の  
生活機能が低下しないような計  
画へ変更することがあります。

予防重視のため、名称も「介護  
サービス」から「介護予防サービス」  
に変わります。

A Q 介護保険の対象とな  
らない人への予防はどう  
なっていますか？

介護予防という観点では、早い段階からの継続  
した対策がとても大切にな  
なっています。そこで、転  
倒や低栄養、閉じこもり、  
うつ、認知症の早期発見・  
予防のために、65歳以上の  
方には「基本健康診査」の  
なかで「健康のおたずね」調査を実  
施します。

## 介護予防の拠点 地域包括支援センター

A Q 介護保険の対象とな  
らない人への予防はどう  
なっていますか？

介護予防という観点では、早い段階からの継続  
した対策がとても大切にな  
なっています。そこで、転  
倒や低栄養、閉じこもり、  
うつ、認知症の早期発見・  
予防のために、65歳以上の  
方には「基本健康診査」の  
なかで「健康のおたずね」調査を実  
施します。

A Q 地域包括支援センターとは、ど  
んなところですか？

保健師、社会福祉士、主任ケア  
マネジャーが配置され、介護予防  
や、地域の高齢者への総合的な支援  
を行ないます。安曇野市では4月1  
日に設置します。場所については、  
決まり次第お知らせします。

A Q 地域包括支援センターとは、ど  
んなところですか？

保健師、社会福祉士、主任ケア  
マネジャーが配置され、介護予防  
や、地域の高齢者への総合的な支援  
を行ないます。安曇野市では4月1  
日に設置します。場所については、  
決まり次第お知らせします。

A Q 新しい要介護認定はいつから  
ですか？

平成18年4月1日から実施します。  
ただし、介護認定の更新申請の場  
合は、平成18年3月31日で有効期間  
が満了となる人から新しい要介護  
認定を実施します。

A Q 介護予防サービスは、どんな内  
容ですか？

これまで、軽度者に対して家  
事代行的な訪問介護など「できない  
こと」を補うサービスが中心でした。  
新しい制度では、本人の「でき  
ること」を引き出すための計画に転  
換を図ります。本人の意欲や能力を  
引き出し、目標に合わせたサービス  
を提供します。

## 新しい介護予防体制の流れ

